

# 第①

# 章 緑の基本計画について

# 1-1 計画の改定にあたって

### (1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めるもので、地域の実情に応じて、各地方自治体が独自に定めることができると都市緑地法で規定されています。

地域の実情を十分に勘案するとともに、公民一体となって、緑地の保全及び緑化の 推進に関する施策や取組を総合的に展開することを目的に策定されるもので、市町村 の緑に関するマスタープランとして位置付けられています。

### (2) 計画改定の背景と目的

本市の公園緑地行政は、大正5年の清滝公園の開設に始まり、その後、現在に至るまで、シンボル公園の勝山公園をはじめ、和布刈公園や響灘緑地(グリーンパーク)、 到津の森公園など、数多くの特色ある公園整備を行ってきました。

昭和 47 年度には、公害の克服と緑のまちへの転換を目指した「グリーン北九州プラン」を、昭和 53 年度には、平成 12 年度までの公園緑地行政の指針となる「北九州市緑のマスタープラン」を策定し、事業の展開を図ってきました。

平成4年度には、都市緑地法の規定に基づく緑の基本計画「北九州市 "緑"のルネッサンス計画」を策定し、本市の総合計画である「北九州市ルネッサンス構想」で示された21世紀を目指したまちづくりの方向性に沿って、緑のまちづくりを進めてきました。その後、新たな本市の基本構想・基本計画「元気発進!北九州」プランにおけるまちづくりの方向性を踏まえ、地球温暖化や生物多様性\*といった環境問題、少子高齢化など、社会情勢の変化へ対応するため、平成23年度に計画を改定(以下、「前計画」)し、世界の環境首都にふさわしい緑のまちづくりを進めてきました。

前計画の策定以降、大地震の発生や豪雨など激甚化する自然災害の増加、人口減少や少子高齢化の進行など、緑を取り巻く社会情勢は一層の変化をしています。特に、これまで積極的に進めてきた、まちなかの緑づくりについては、公園の整備数や街路樹の植栽本数といった「量」の観点だけでなく、緑の空間がもたらす快適性やにぎわいの向上といった「質」の観点も重視される転換期を迎えています。

まちなかの緑は、都市のオープンスペース\*として多様な機能を有しており、市民の健康で文化的な生活に欠かせないものです。特に、都市化の進行や地球温暖化による都市環境の変化、甚大な自然災害の増加、人口減少や少子高齢化の進行、生物多様性への関心の高まり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やポストコロナの時代を見据えた生活様式の見直しなどに伴い、緑の果たす様々な役割が再認識され、その重要性はますます高まっています。

こうした背景を踏まえ、これまでの成果や新たに生じた課題、社会情勢の変化など に柔軟に対応した計画が求められていることから、北九州市緑の基本計画の改定を行います。



# 1-2 計画の位置付けと骨格

### (1)計画の位置付け

本計画は、上位計画である基本構想・基本計画「元気発進!北九州」プランに即し、都市のマスタープランに適合し、関連計画と調和・適合を図った計画とします。

# <上位計画>

北九州市基本構想・基本計画「元気発進!北九州」プラン

【まちづくりの目標】 人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち

# <関連計画>

環境首都グランド・デザイン 環境未来都市計画 北九州市SDGs未来都市計画 北九州市環境基本計画 第2次北九州市生物多様性戦略 北九州市地球温暖化対策実行計画 北九州市景観づくりマスタープラン 北九州市公共施設マネジメント実行計画 北九州市公共施設マネジメント実行計画 北九州市公共施設マネジメント基本計画 (社会インフラ版)

など

# 北九州市緑の基本計画

<都市のマスタープラン>

北九州市都市計画マスタープラン北九州市立地適正化計画

図 1-1 本計画の位置付け

# (2) 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

# (3)目標年次

本計画の目標年次は、令和 12 年度とします。なお、目標の達成状況を評価するため、 指標を設定して経年変化をモニタリングするとともに、その結果や社会情勢の変化な どに応じて、順応的に計画を見直します。

# 1-3 対象とするみどり

# (1)「みどり」とは

本計画で対象とする「みどり」は、本市の特色である市街地を取り巻く山々のみどりをはじめ、住宅地、商業地、工業地や農地など民有地のみどり、公園や海岸、道路沿い、河川沿いなどの公的なみどりとし、以後、本計画では「みどり」と表記します。



図 1-2 本市におけるみどりの概念イメージ



# (2)「緑地」とは

本計画における「緑地」とは、施設緑地\*と地域制緑地\*の総称とします。

#### 表 1-1 緑地の定義

施設緑地	都市公園		都市公園法で規定する公園や緑地 (街区公園、総合公園、広域公園、 都市緑地など)
	都市公園以外	公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設(条例設置の公園、港湾緑地*、児童遊園、公共団体が設置しているグラウンドなど)、公共公益施設における植栽地等(学校の植栽地、道路の植栽帯など)
		準公共的施設緑地	市民緑地
		民間施設緑地	公開空地、協定等を結び開放している企業グラウンド、 社寺境内地、民間の屋上緑化空間など
地域制緑地	法によるもの		特別緑地保全地区*(都市緑地法)、風致地区*(都市計画法)、 自然公園*(自然公園法)、生産緑地地区(生産緑地法)、 保安林区域(森林法)、保存樹・保存樹林(都市の美観風致を維持 するための樹木の保存に関する法律)など
	協定によるもの		緑地協定* (都市緑地法)、 景観協定で緑地に係る事項を定めているもの(景観法)など
	条例等によるもの		条例等による緑地の保全地区や緑化の協定区域など

## (3) みどりの役割

都市におけるみどりは、環境保全、景観形成、防災やレクリエーションなど、様々な役割を有しており、市民の生活と密接に関わっています。



出典:公園緑地マニュアル 平成 29 年度版(一般社団法人 日本公園緑地協会) を加筆修正 図 1-3 みどりの効果\*

